

平成２７年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成２７年８月２１日（金）
開会：午前９時４３分 閉会：午前１０時３５分
- 2 開催場所 教育委員会室
- 3 会議次第
○議題の非公開について
○議案第７６号 平成２６年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
○議案第７７号 平成２７年度教育費８月補正予算案に係る意見について
○議案第７８号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の制定に係る意見について
○議案第７９号 大津市職員分限懲戒審査委員会条例の制定に係る意見について
○議案第８０号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について
○議案第８１号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について
○議案第８２号 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について
- 4 出席委員
桶谷委員長、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
松井教育次長、船見政策監、井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、中岡学校給食課長、川端科学館長、樋爪歴史博物館長、橋本保育幼稚園課長、鮫島教育総務課長補佐、服部保育幼稚園課長補佐、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員
奥川教育総務課主任、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
(１) 一般傍聴者 ０人
(２) 市政記者等の傍聴者 ０人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第77号から議案第82号までについて非公開とすることを可決

議案第76号 平成26年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

【説明】

○南堀教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成26年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出し、あわせて公表することについて、委員会の議決を求めるもの。

教育委員会では、教育振興基本計画の重点施策を推進するための行動表の進捗状況の点検評価を行い、報告書としてまとめたものを、同法に規定する教育委員会の点検評価に当てているものである。

報告書については、方針ごとにそれぞれ重点施策を定めており、その実施成果について、各所属で自己評価を行った。いずれの施策についても、計画どおり実施、または実施できたという結果になっている。

行動表については、各施策の詳細な内容の成果についてまとめている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項により、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るとあるため、第1期の振興基本計画策定委員会の委員である滋賀大学名誉教授の住岡教授から意見をいただいた。

意見としては、1項目として、教育委員会の平成26年度の活動の状況について、委員の活動は十分に行われているが、昨今の困難な教育状況を反映して多忙をきわめており、繁忙軽減策の検討について提言されている。

2項目として、重点施策の実施と成果について、各方針に基づいて適切に授業が実施されているとの評価をいただき、今後も継続してこれらの取り組みを行っていくことが重要であると意見いただいた。

3項目として、今後に向けた課題について、平成26年度で第1期教育振興基本計画の計画期間が終了することから、教育は小さなことを積み重ねていく継続性と変動する社会に対応した革新性が重要であり、今後の計画実施に当たってもそのことを念頭に置いていただきたいとの意見である。また、定量的評価だけでなく、定性的評価も極めて重要であること。個別評価だけでなく、計画全体に目配りした総合評価の必要についても意見をいただいた。

【質疑】

○桶谷委員長 行動表の評価について、A以外についた評価はあるのか。また、どのように評価をしたのか。

○南堀教育総務課長 各課がまず自己評価し、教育委員会内でのヒアリングにてその評価が正しいのかも含めて最終的にこの評価した。

○桶谷委員長 これはなかなか難しい。5ページで方針は基礎・基本となる力の育成を目指します、指導改善、授業改善の取組の実施とあるが、どういう基準を持って一定到達をしたのか。

○小林学校教育課長 特にどこまでできればAとかいう基準があるわけではないが、総合的に見て、例えば、学力向上について、5ページは指導改善、授業改善の取組の実施、6ページはそのことに対して学校訪問をどれだけできたかというもの。幾つか分割しながら1つの項目について見ている部分があり、総合的に見て評価している。

○井上教育長 第1期の天津市教育振興基本計画が、数値目標とかを全く設けていない。5年間でどういうことをしていくのかという年次的な計画もない状態であり、最初の年からどのように評価していくのか曖昧なまま進んで来たことも事実だと思うので、第2期では、しっかりとそこは反映していかないといけないと思う。

【採 決】 可決

議案第77号 平成27年度教育費8月補正予算案に係る意見について

【説 明】

○船見政策監 議案第77号平成27年度教育費8月補正予算案に係る意見について、説明する。

特別支援教育充実事業費は、1,008千円の増額であるが、特別支援教育の支援体制の充実と教員の専門性を高めるために専門家による指導助言、研修会等での指導をいただくための報償費を計上するものである。

学校教育管理事業は、700千円の増額であるが、市立小中学校教員の不祥事の再発防止対策のための教育委員会附属機関の設置、活動経費である。

小学校大規模改造事業費は、9,400千円の増額であるが、不具合が生じている仰木小学校昇降機の改修経費である。なお、本件については、平成28年度完成予定となることから、債務負担行為として平成28年度に限度額14,100千円をお願いするものである。

小学校校舎等改修事業費は、1,531千円の増額であるが、新たに堅田小学校外壁の緊急補修工事が必要となったこと等による補正である。

小学校拡張用地整備事業費は、25,844千円の増額であるが、志賀小学校体育館建替予定地の取得に関して、土地の実測面積が確定したこと、また、補償物件の調査による移転補償費の変更に伴う補正である。

中学校大規模改造事業費は、2,083千円の増額であるが、皇子山中中学校大規模改造事業に係る補修工事費等の増加によるものである。

中学校維持管理事業費は、9,966千円の増額であるが、学校の施設設備点検によって明らかになった不具合箇所の修繕経費等を補正するものである。

中学校校舎等改修事業費は、22,223千円の増額であるが、打出中教室のエアコン設置工事等の校舎改修事業に伴う工事費の補正である。

共同調理場施設設備改修事業費は、11,296千円の増額であるが、東部学校給食共同調理場移転新築予定地の取得のための土壌調査経費等の補正によるものである。

○橋本保育幼稚園課 幼稚園大規模改造事業費は、伊香立幼稚園を除く29園について、国庫補助金39,753千円及び起債100,200千円を活用して整備をしようとしたものであるが、国庫補助金の不採択となったため、単費での補正となるものである。なお、歳出については、予算時期よりも人件費、部品経費の増加に伴い不足を生じた分6,369千円を増額し、歳入については、減額、市債については、34,600千円を増額計上する。

幼稚園耐震改修事業費は、昨年度末に補正した唐崎、平野、石山幼稚園を予定どおり工事を進めており、現在までに入札をした結果、入札残が生じたので、その分の96,427千円を減額補正する。これに伴い、歳入も入札に見合うように国庫補助金、市債とともに減額補正する。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第78号 天津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の制定に係る意見について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第78号大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例について、本年6月の市議会一般質問での議員からの指摘を踏まえ、非常勤嘱託職員の報酬等について、今回は臨時的任用職員の給与等に関して条例化を図るものである。

本市で雇用する全ての臨時職員に支給されている給与等を明文化したものであり、第1条の趣旨規定に続き、市教委に関係のある条項に限って説明する。

第2条では全ての臨時職員に支給される賃金の上限額を規定しており、教育委員会の主な対象者は、別表第1の事務補助員、自動車運転士、用務員、調理員のほか、小1すこやか支援員から表の末尾の文化財整理補助員までが該当している。

第3条では非常勤の臨時職員への割り増し賃金の支給、第6条では常勤の臨時職員への時間外勤務手当、第9条では市立学校に勤務する用務員への期末手当の支給、第10条と別表第3では市立幼稚園に勤務する臨時教員への手当等の支給、第11条では用務員と臨時教員への退職手当の支給、第12条では通勤手当等の支給、第13条では旅費等の支給についてそれぞれ規定している。

施行期日は条例の公布の日となり、議決が得られれば、10月分の賃金支給からこの条例が適用されることとなる。

【質 疑】

○桶谷委員長 10月から施行となった場合に、このことで減額対象になる方はいるのか。

○南堀教育総務課長 現在その条例なしで支給しているものを条例化することになるので、全く変わらない。

○桶谷委員長 明確になったということか。

○南堀教育総務課長 そうである。

【採 決】 可決

議案第79号 大津市職員分限懲戒審査委員会条例の制定に係る意見について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第79号大津市職員分限懲戒審査委員会条例について説明する。この条例は、第1条の設置目的として本市の一般職の職員、すなわち教育委員会では県費負担教職員を除く全ての職員が含まれるが、それらの職員に係る分限及び懲戒処分に関する事項を審査するために附属機関を設置するものである。

第2条所掌事務として、教育委員会を含む本市の全ての任命権者が1つの附属機関に諮問し、答申を得るという仕組みになる。

第3条組織としては、委員3人の学識経験者により構成される。なお、経過措置として、本年4月に市長が先行して設けた3人の弁護士による合議体の機能がそのままこの委員会に引き継がれるということになる。

なお、この条例の施行期日は本年10月1日とされており、同日に現在教育委員会の幹部職員で構成している既存の大津市教育委員会職員分限懲戒審査委員会はその役割を終えるため、廃止をすることとなる。

【質 疑】

○桶谷委員長 これは内部的なものを外部に委託するということである。その外部の方が、全て弁護士である。そのことで、弁護士以外の者が入らないのか議論されたのか知りたい。

○伏見教育総務課主幹 条例上は、学識経験を有する者とある。今般市長において本年4月から設けている懲戒審査委員会は、全て弁護士。その3人の弁護士をして、分限懲戒基準なるものを設けようとしており、今そうした1つの成果を見出そうとする動きがあるため、その機能

を活用するという流れになった。

○桶谷委員長 経過も、以前から聞いている。学識経験を有する者という規定があって、弁護士がいけないということではなくて、弁護士3名で構成すること自体について、議論がされたかどうかということを知りたい。

○南堀教育総務課長 本年4月に新たに市長の附属機関として委員会が先行して立ち上がったが、これまでこの審査に関しては、これまで職員が審査していたため、まず外部の専門家にしてもらう必要があるということ、それと分限懲戒の処分基準、それが今まで人事院の基準でもってしていたため、市独自でつくる必要があること、この2つの目的をまず達成する必要があるため、初期のメンバーとしては法的に高い専門性を有する者が必要ということで、3人全員を弁護士とする必要があるという議論があったようである。

条例上、学識経験を有する者とあり、任期が当初2年終えた29年度になれば、当然その活動状況踏まえて弁護士以外の専門家を迎えることは可能である。今回この条例により一本化されたことにより、市長に限らず教育委員会も含めた全ての執行機関による取組となるため、人選に当たっては調整をしていく必要があると思う。

【採 決】 可決

議案第80号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について

【説 明】

○小林学校教育課長 議案第80号大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に対し、委員会の意見を求めるものである。

条例案としては、市立小中学校の教員の不祥事を防止するために講ずべき実質的な対策に関し必要な事項を調査審議することを目的として、大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会を設置するものである。委員としては6名以内、学識経験を有する者及び市職員で考えている。

また合わせて、別表教育委員会の項中、大津市心身障害児就園就学指導委員会の項及び大津市立学校結核対策審議会の項中「教育委員会が指名する」を削るものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第81号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について

【説 明】

○川端科学館長 科学館の観覧料については、生涯学習センター条例で定めており、8月に策定をされた施設使用料減免規定見直し方針に基づき、市内在住の介護保険の要介護者等及び65歳以上の者から徴収する観覧料及び常設展示観覧料を見直すものである。

今観覧料を無料であるのは、小学校に就学するまでの者、障害者及びその介護者、そして、高齢者となっているが、そのうち、障害者等に介護保険法に基づく要介護者及び要支援者を加え、さらに、高齢者については、無料をやめるということである。

【質 疑】

○桶谷委員長 65歳以上が今まで無料であったのが、今回から有料で400円を取るということであるが、他の施設、例えば歴史博物館など他の施設と大体同じような形にそろっているのか。

○川端科学館長 施設使用料減免規定見直し方針に基づき、見直しをした。歴史博物館と少し違うのは、高齢者についてであるが、科学館は高齢者の利用者の比率が非常に少ない、青少年、特に少年を対象にしているため有料となった。歴史博物館については、後ほど説明があるが、半額で定めている。

○桶谷委員長 利用者が少ないから有料、利用者が多いから無料にするという、何か今回の見直しの関係で、見直しの根拠みたいなものがあるのか。

○川端科学館長 青少年育成を主たる目的とする施設においては、減額ではなく、減額免除しないと明言している。特に今回の科学館は、利用者が5年間平均して約1%、歴博は10%ぐらいあり、大きな差がある。さらに、お孫さんを連れてこられる高齢者が非常に多く、高齢者同士はそんなにないという現状もあるので、これを改正しても非常に影響が少ないと思っている。

○桶谷委員長 ここだけを切り取っていくと、市民の目から見たときに、60歳、65歳といういわゆる一定働きを終えて年金生活に入った、年金が非常に厳しい状況の中で介護保険料も取られ、入ってくるのも非常に少ない中でここが上がるという、その立場の人からいうと、そういう批判が出てくる可能性はある。

しかし、その中で影響力は少ないと判断し、市の財政等を考えたときに、やはり見直しが必要であって今回に至ったということは、私自身は一定の理解はできるなと思っている。

○川端科学館長 指摘はもっともであると思う。十分な周知と窓口での十分な案内が必要と認識をしているので、それに努めたいと考えている。

【採 決】 可決

議案第82号 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について

【説 明】

○樋爪歴史博物館長 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定に関し、委員会の意見を求めるものである。

第4条として身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、さらに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等、介護する者、65歳以上の者を除いて観覧料を徴収する。そういったものを今回、別表第1の備考と科学館と一緒にした。

特に、別表第1の備考の2番目の小学校に就学する前までの者は、無料とするという条は、他とそろえるということで追加した。そして、3番目に、市内に住所を有する者で65歳以上の者は、この表の一般の項に定める額の5割に相当する額、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とするという、一句をつけた。

4番目の(4)については、介護保険法、要介護認定の文言を入れた。

科学館は65歳以上で全額負担ということであるが、博物館は、みずから学ぶということで来られるので、半額ということにした。

【質 疑】

○桶谷委員長 小・中・高校生あたりの利用はどうか。

○樋爪歴史博物館長 テーマによる。常設展示の中で、今現在戦争の展覧会などは、夏休みの宿題という形で来られる。

○桶谷委員長 小・中学生を無料にすることで利用促進を図っていくことは効果が出そうか。

○樋爪歴史博物館長 家族連れの方には経費の軽減みたいなものにはつながろうかと思うが、なかなかまだそこら辺まで踏み込んでいない。

○桶谷委員長 大津の歴史文化をしっかりと子供たちが現物を見ながら学習し、未来にわたってそのことを伝承していくというふうな担い手になる。子供たちがそういうふうなところを見ることを、やはり我々としては促進していきたい。今後その辺の議論を深められたらと思う。

○樋爪歴史博物館長 引き続き調査をしたいと思う。

【採 決】 可決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言